

自然公園等設計業務等積算基準及び積算要領

(建築編)

平成29年度

環境省自然環境局自然環境整備課

目次

設計業務等積算基準

- 1. 目的 ----- 1
- 2. 適用範囲
- 3. 設計等業務費
 - 3. 1 設計等業務費の構成
 - 3. 2 設計等業務費を構成する費用の内容
 - 3. 3 設計等業務費の積算
 - 3. 4 設計等業務費を構成する費用の算定

設計業務等積算要領

第1章 総則 ----- 4

- 1. 基本事項
- 2. 設計等業務費の積算に関する事項
 - 2. 1 業務人・時間数
 - 2. 2 直接人件費単価
 - 2. 3 床面積の合計及び工事費
 - 2. 4 諸経费率
 - 2. 5 技術料等経费率
 - 2. 6 特別経費

3. 契約変更の扱い

第2章 業務人・時間数の算定方法 ----- 7

- 1. 共通
- 2. 設計業務に関する算定方法1（床面積に基づく算定方法）
 - 2. 1 適用
 - 2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定
 - 2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定
- 3. 設計業務に関する算定方法2（図面目録に基づく算定方法）
 - 3. 1 適用

- 3. 2 一般業務（ここでは実施設計のみを対象とする。）に係る業務人・時間数の算定
- 3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

4. 設計意図伝達業務に関する算定方法

- 4. 1 適用
- 4. 2 業務人・時間数の算定

5. 工事監理業務に関する算定方法

- 5. 1 適用
- 5. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定
- 5. 3 改修工事の工事監理業務に係る業務人・時間数の算定
- 5. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

第3章 対象外業務率の考え方

----- 1 3

1. 対象外業務率を設定できる条件

- 1. 1 設計業務の対象外業務率
- 1. 2 工事監理業務の対象外業務率

2. 対象外業務率の設定の考え方

- 2. 1 設計業務の対象外業務率（第2章2. の算定方法による場合）
- 2. 2 設計業務の対象外業務率（第2章3. の算定方法による場合）
- 2. 3 工事監理業務の対象外業務率（第2章5. の算定方法による場合）

別表1-1 建築物の種類（告示別添二による建築物の種類）

別表1-2 建築物の種類による一般業務に係る標準業務人・時間数

別表2-1 改修工事の設計に係る図面1枚毎の複雑度

別表2-2 設計業務に関する業務細分率

別表2-3 工事監理業務に関する業務細分率

別表2-4 工事監理業務に関する標準的な項目別対象外業務率

別表2-5 新築工事の工事監理業務における完成図の確認に係る追加業務率

設計業務等積算基準

1. 目的

この基準は、自然公園等の建築物及びその附帯施設（以下「自然公園等施設」という。）に係る設計等の業務（建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を請負契約に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該設計等業務費（以下「設計等業務費」という。）の積算の標準的な方法について、平成21年国土交通省告示第15号の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計等業務費の適正な積算に資することを目的とする。

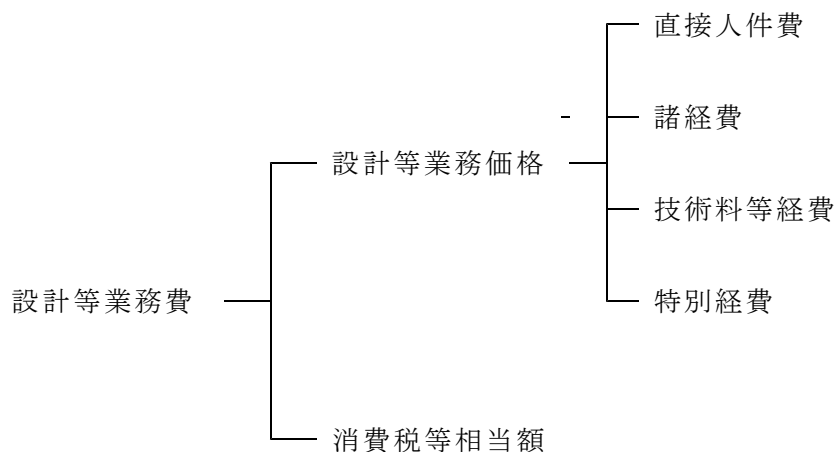
2. 適用範囲

この基準は、自然公園等施設に係る設計等の業務及びこれ以外の建築に関する工事の設計又は工事監理に関する業務（以下「設計業務等」という。）に適用する。

3. 設計等業務費

3.1 設計等業務費の構成

設計等業務費の構成は以下のとおりとする。



3.2 設計等業務費を構成する費用の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

(2) 諸経費

諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき、設計業務等に課される消費税等の額とする。

3. 3 設計等業務費の積算

設計等業務費は次式により積算する。

$$\begin{aligned}(\text{設計等業務費}) &= (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) + (\text{技術料等経費}) \\ &\quad + (\text{特別経費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= (\text{設計等業務価格}) \times \{1 + (\text{消費税等率})\}\end{aligned}$$

3. 4 設計等業務費を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、請負契約に付する業務（以下「請負業務」という。）に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$(\text{直接人件費}) = \Sigma \{(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価})\}$$

(2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

$$(\text{技術料等経費}) = \{(\text{直接人件費}) + (\text{諸経費})\} \times (\text{技術料等経費率})$$

(4) 特別経費

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

$$(\text{消費税等相当額}) = (\text{設計等業務価格}) \times (\text{消費税等率})$$

設計業務等積算要領

第1章 総則

1. 基本事項

本要領は、自然公園等設計業務等積算基準（建築編）（以下「積算基準」という。）に基づき、設計等業務費を積算するために必要な事項を定めるものである。

2. 設計等業務費の積算に関する事項

2.1 業務人・時間数

(1) 公共建築設計業務委託共通仕様書（以下「設計業務共通仕様書」という。）を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を請負契約に付する場合の直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（設計業務共通仕様書第2章1.に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（設計業務共通仕様書第2章2.に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、(イ)に掲げる業務は一般業務の範囲に含まれ、(ロ)に例示する業務は追加業務の範囲となるものとする。

(イ) 一般業務に含まれる業務

- ・ 請負業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- ・ 請負業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる各種の申請に用いる図書の作成に係る業務（第2章4.の算定方法による場合の計画通知又は確認申請に必要な図書の作成に係る業務は除く。）
- ・ 工事費概算書の作成

(ロ) 第2章2.及び3.の算定方法による場合の追加業務となる業務の例

- ・ 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴集、見積検討資料の作成）
- ・ 透視図作成等
- ・ 模型製作等
- ・ 計画通知又は確認申請に関する手続業務（必要な資料の作成は含まない。）
- ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・ リサイクル計画書の作成
- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ 営繕事業広報ポスターの作成
- ・ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に

関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 13 条第 2 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第 20 条第 2 項に規定する建築物の建築に関する通知及び同法第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE：キャスビー)による評価に係る業務
- ・官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

(2) 建築工事監理業務委託共通仕様書(以下「工事監理業務共通仕様書」という。)を適用して工事監理に関する業務(以下「工事監理業務」という。)を請負契約に付する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務(工事監理業務共通仕様書第 2 章 2. 1 に規定する一般業務をいう。以下同じ。)及び追加業務(工事監理業務共通仕様書第 2 章 2. 2 に規定する追加業務をいう。以下同じ。)の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、次に例示する業務は、追加業務の範囲となるものとする。

- ・完成図の確認
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 13 条第 2 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE：キャスビー)による評価に係る業務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

(3) やむを得ない事情により設計業務又は工事監理業務を分割して請負契約に付する場合の分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務又は工事監理業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。

(4) 複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務(以下「設計意図伝達業務」という。)及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに各年度の業務の出来高を勘案して算定する。

2. 2 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第 2 章に示す算定方法は、一級建築士取得後 3 年未満若しくは二級建築士取得後 5 年以上 8 年未満の業務経験を有する者又は大学卒業後 5 年以上相当の能力を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、国土交通省で公表している「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師 C」の単価を用いることができるものとする。

2. 3 床面積の合計及び工事費

(1) 第2章2. 2又は5. 2における床面積の合計は、設計又は工事監理の対象とする建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章2. 2の算定方法による場合は、計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。

(2) 第2章3. 2における工事費は、請負業務の対象となる建築改修工事又は設備改修工事の工事費とし、消費税等相当額及び設計の対象にならない部分の経費（敷地調査費、負担金等）を除いたものとする。なお、設計等業務費の算定に当たっては、計画上の工事費を用いることができるものとする。

2. 4 諸経費率

諸経費率は、1. 0を標準とする。

2. 5 技術料等経費率

技術料等経費率は、0. 2を標準とする。

2. 6 特別経費

特別経費には、契約保証料、公共建築設計者情報システム(PUBDIS：パブディス)への業務カルテ登録料等が含まれる。

3. 契約変更の扱い

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、請負業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。

(2) 計画上の床面積の合計又は工事費が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は工事費と、当初の設計等業務費の積算に用いた床面積の合計又は工事費との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。

(3) 契約変更における設計等業務費は、変更対象の設計等業務価格に、当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を、当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の設計等業務価格で除した比率を乗じた額に、消費税等相当額を加えた額とする。

第2章 業務人・時間数の算定方法

1. 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) = & (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & + (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から5. に定めるもののうち請負業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。

2. 設計業務に関する算定方法1（床面積に基づく算定方法）

2.1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を請負契約に付する場合に適用する。

2.2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務のすべてを請負契約に付する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

別表1-1に掲げる建築物の類型に応じて別表1-2に掲げる算定式により算定する。

(2) 一般業務の一部を請負契約に付さない場合の業務人・時間数の算定

(イ) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容うち請負業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて請負契約に付する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} & (\text{一般業務の一部を請負契約に付さない場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & = (\text{一般業務をすべて請負契約に付した場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & \quad \times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2により設定することができるものとする。

(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(ニ) 設計意図伝達業務を独立して請負契約に付する場合の業務人・時間数の算定については、4. を参照。

(3) 特殊要因による補正

建築物、その敷地等が（イ）又は（ロ）の表に掲げる特殊要因に該当する場合は、構造設計又は設備設計に係る業務人・時間数を、それぞれ該当する特殊要因に係る係数により補正するものとする。

(イ) 構造設計について特殊要因により業務人・時間数を補正する場合

補正対象とする主な特殊要因	標準補正係数
① 敷地が次に該当する場合 ・構造設計に相当程度影響のある軟弱な地盤である場合 ・構造設計に相当程度影響のある高低差がある場合 等	業務人・時間数に 1.2 を乗じる
② 平面が次に該当する場合 ・アトリウム、ピロティ等を有することが計画上明らかである場合 等	業務人・時間数に 1.3 を乗じる
③ ①及び②のいずれにも該当する場合	業務人・時間数に 1.4 を乗じる

(ロ) 設備設計について特殊要因により業務人・時間数を補正する場合

補正対象とする主な特殊要因	標準補正係数
・中央管理方式の空気調和設備を有することが計画上明らかかな場合 ・スプリンクラー設備を有することが計画上明らかかな場合	業務人・時間数に 1.4 を乗じる

2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定する。

なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間を算定することができるものとする。

(1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を請負契約に付する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積徴集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.15$$

ただし、上記式において実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを請負契約に付する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じ、2.2(3)(イ)に定める構造設計に係

る特殊要因による業務人・時間数の補正については、表中①に該当する場合の補正のみを行ったものとする。

(2) 計画通知又は建築確認申請関係に関する手続業務

計画通知又は確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合は、構造計算適合性判定に係る手続き及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。

- ・ 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合 32 人・時間
- ・ 構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合 24 人・時間
- ・ 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合 16 人・時間

3. 設計業務に関する算定方法 2 (図面目録に基づく算定方法)

3. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を請負契約に付する場合で、一般業務の内容を、基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて請負契約に付する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

3. 2 一般業務 (ここでは実施設計のみを対象とする。)に係る業務人・時間数の算定

- (1) 一般業務をすべて請負契約に付する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定
一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面 1 枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{(一般業務をすべて請負契約に付する場合の一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & = \Sigma \text{(一般業務をすべて請負契約に付する場合の図面 1 枚毎の業務人・時間数)} \end{aligned}$$

- (2) 一般業務の一部を請負契約に付さない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定
(イ) 一般業務の一部を請負契約に付さない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。

ここで、「図面 1 枚毎の対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、実施設計に係る一般業務の業務内容のうち請負業務の範囲外となる業務がある場合に、図面 1 枚毎について、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて請負契約に付する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$= \Sigma \{ (\text{一般業務をすべて請負契約に付する場合の図面 1 枚毎の業務人・時間数}) \\ \times (1 - (\text{図面 1 枚毎の対象外業務率})) \}$$

(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表 2-2 により設定することができるものとする。

(ハ) 対象外業務率の考え方は第 3 章を参照。

(3) 一般業務をすべて請負契約に付する場合の一般業務に係る図面 1 枚毎の業務人・時間数の算定

図面 1 枚 (大きさは、841mm × 594mm (A 1 版型) を標準とする。) 当たりの作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分、設備改修工事分のそれぞれについて、(イ) 又は (ロ) に掲げる算定式により算定する。なお、算定式中の複雑度については、別表 2-1 により図面 1 枚毎に設定することができる。また、算定式中の換算人・時間数については、(ハ) 又は (ニ) により算定する。

(イ) 建築改修工事分の設計に必要となる図面 1 枚毎の業務人・時間数

業務人・時間数 =

$$\frac{(\text{換算人・時間数 1} \times \text{実施設計業務に関する業務細分率の合計})}{(\text{算定係数 1} \times \text{建築改修相当工事費} \wedge 0.4625)} \times \text{複雑度}$$

(ロ) 設備改修工事分の設計に係る図面 1 枚毎の業務人・時間数

業務人・時間数 =

$$\frac{(\text{換算人・時間数 2} \times \text{実施設計業務に関する業務細分率の合計})}{(\text{算定係数 2} \times \text{設備改修相当工事費} \wedge 0.5176)} \times \text{複雑度}$$

(ハ) 換算人・時間数 1 の算定

(イ) 「換算人・時間数 1」は、請負業務の対象である改修工事のうち建築改修工事分の工事費から次式により得られた値を床面積の合計と見なして、2. 2 により算定した「総合」及び「構造」の設計の業務人・時間数の合計とする。

$$\text{見なし床面積} = \left[\frac{\text{建築改修相当工事費}}{\text{算定係数 3}} \right] \wedge 1.0756$$

(ニ) 換算人・時間数 2 の算定

(ロ) 「換算人・時間数 2」は、請負業務の対象である改修工事のうち設備改修工事分の工事費から、次式により得られた値を床面積の合計と見なして、2. 2 により算定した「設備」の設計の業務人・時間数とする。

$$\text{見なし床面積} = \left(\frac{\text{設備改修相当工事費}}{\text{算定係数 4}} \right)^{0.90638}$$

(注1) 算定係数1から4は工事費単価の変動に応じて設定する。

(注2) (イ)から(ニ)掲げる算定式の工事費は、金額を千で除した値とする。

3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2. 3に準じ、業務内容の実態に応じて算定する。

なお、積算業務に係る業務人・時間数を2. 3. (1)に定める式より算定する場合、同式中の「実施設計に係る業務人・時間数」は、3. 2. (1)により算定される「一般業務をすべて請負契約に付する場合の一般業務に係る業務人・時間数」とする。

4. 設計意図伝達業務に関する算定方法

4. 1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を請負契約に付する場合に適用する。

4. 2 業務人・時間数の算定

(1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。

(2) (1)によるほか、2. の算定方法を用いる場合は、別表2-2に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

5. 工事監理業務に関する算定方法

5. 1 適用

この算定方法は、工事監理業務共通仕様書を適用し、工事監理業務を請負契約に付する場合に適用する。

5. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{(一般業務に係る業務人・時間数)} = & \\ & \text{(一般業務をすべて請負契約に付する場合の一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & \times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

ここで、一般業務をすべて請負契約に付する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、別表 1 - 1 に掲げる建築物の類型に応じて別表 1 - 2 に掲げる算定式により算定する。

また、「対象外業務率」とは、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち請負業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて請負契約に付する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。

(ロ) 対象外業務率の考え方は第 3 章を参照。

(2) 特殊要因による補正

2. 2 (3) に準じ、建築物、その敷地等に係る特殊要因に応じて補正する。

5. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定するものとする。

5. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合の業務人・時間数は、5. 2 (1) により算定した業務人・時間数に、建築工事（総合及び構造の合計）及び設備工事の別に、別表 2 - 5 に掲げる追加業務率を乗じることにより算定することができるものとする。

第3章 対象外業務率の考え方

1. 対象外業務率を設定できる条件

1. 1 設計業務の対象外業務率

対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち請負業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 1又は2. 2に定めるところにより設定することができるものとする。

1. 2 工事監理業務の対象外業務率

対象外業務率は、会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち請負業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 3の定めるところにより設定することができるものとする。

2. 対象外業務率の設定の考え方

2. 1 設計業務の対象外業務率（第2章2. の算定方法による場合）

契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に請負業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて請負契約に付する場合の業務人・時間数に占める割合（以下「項目別対象外業務率」という。）を、0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

2. 2 設計業務の対象外業務率（第2章3. の算定方法による場合）

契約図書等の定めに基づき、図面目録に掲げられた各図面について、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を、0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき図面1枚毎の対象外業務率を設定することができるものとする。

なお、発注者が既存図面、その電子データ等を受注者に提供する場合に、その利用により設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減される場合についても、その低減分を項目別対象外業務率又は図面1枚毎の対象外業務率として設定することができるものとする。

2. 3 工事監理業務の対象外業務率（第2章5. の算定方法による場合）

契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

工事監理業務共通仕様書を適用する場合に、別表2-3に掲げる業務内容の項目に関して標準的に請負業務の範囲外となる業務は、(1)及び(2)に掲げるとおりであり、標準的な項目別対象外業務率は別表2-4によることができるものとする。

(1) 標準的に請負業務の範囲外となる業務内容の項目

・ 請負代金内訳書の検討及び報告

- ・工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- ・工事期間中の工事費支払い請求の審査
- ・最終支払い請求の審査

(2) 標準的に一部が請負業務の範囲外となる業務内容の項目

- ・「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- ・「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- ・「工事監理報告書等の提出」のうち建築基準法に基づく報告書の提出
- ・「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- ・「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」及び「承認」
- ・「関係機関の検査の立会い等」のうち建築基準法に基づく検査書類の作成等

別表 1－1 建築物の類型（告示別添二による建築物の類型）

建築物の 類型	建築物の用途等	
	第1類（標準的なもの）	第2類（複雑な設計等を必要とするもの）
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、 特殊設備を付帯する工場等
第三号	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、 ショールーム等
第六号	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	－
第八号	大学、専門学校等	大学（実験施設等を有するもの）、 専門学校（実験施設等を有するもの）、 研究所等
第九号	ホテル、旅館等	ホテル（宴会場等を有するもの）、 保養所等
第十号	病院、診療所等	総合病院等
第十一号	保育園、老人ホーム、老人保健施設、 リハビリセンター等	多機能福祉施設等
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館 研修所、警察署、消防署等

（注） 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。

2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

別表 1-2 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数

建築物の類型	建築物の用途等	適用規模別の算定式 A : 業務人・時間数 S : 床面積の合計 (㎡)		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数						
				設計			工事監理			
				総合	構造	設備	総合	構造	設備	
第一号	第1類	S < 500㎡ A = a × S + b	係数 a	0.85946	0.4265	0.38765	0.44425	0.15302	0.14488	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		500㎡ ≤ S ≤ 20,000㎡ A = a × S ^b	係数 a	23.835	7.5619	14.681	35.649	13.279	26.182	
			係数 b	0.4741	0.5545	0.434	0.3109	0.3257	0.2098	
		20,000㎡ < S A = a × S + b	係数 a	0.061826	0.050866	0.023435	0.012046	0.0054425	0.0021935	
			係数 b	1371.6	817.33	611.25	533.97	225.35	165.23	
	第2類	S < 1,000㎡ A = a × S + b	係数 a	1.142	0.32444	0.27028	0.73318	0.10197	0.087533	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		1,000㎡ ≤ S ≤ 20,000㎡ A = a × S ^b	係数 a	44.095	7.5619	14.681	88.409	13.279	26.182	
			係数 b	0.4741	0.5545	0.434	0.3109	0.3257	0.2098	
		20,000㎡ < S A = a × S + b	係数 a	0.11438	0.050866	0.023435	0.029873	0.0054425	0.0021935	
			係数 b	2537.5	817.33	611.25	1324.2	225.35	165.23	
第二号	第1類	S < 500㎡ A = a × S + b	係数 a	0.864	0.48489	0.2395	0.70765	0.12068	0.048439	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		500㎡ ≤ S ≤ 20,000㎡ A = a × S ^b	係数 a	14.652	4.7233	1.1954	79.95	2.4966	0.83381	
			係数 b	0.5532	0.6489	0.7707	0.2499	0.5664	0.6529	
		20,000㎡ < S A = a × S + b	係数 a	0.097069	0.094696	0.095098	0.011868	0.019299	0.0175	
			係数 b	1568	1024.7	565.88	712.47	295.5	186.06	
	第2類	S < 1,000㎡ A = a × S + b	係数 a	1.448	0.39378	0.22125	1.0633	0.1009	0.051817	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		1,000㎡ ≤ S ≤ 20,000㎡ A = a × S ^b	係数 a	32.234	4.7233	1.1954	193.48	2.4966	0.83381	
			係数 b	0.5532	0.6489	0.7707	0.2499	0.5664	0.6529	
		20,000㎡ < S A = a × S + b	係数 a	0.21355	0.094696	0.095098	0.028721	0.019299	0.0175	
			係数 b	3449.5	1024.7	565.88	1724.2	295.5	186.06	
	第三号	第1類	S < 500㎡ A = a × S + b	係数 a	2.6249	1.0238	0.92718	1.3666	0.44499	0.32787
				係数 b	24	24	24	24	24	24
			500㎡ ≤ S ≤ 10,000㎡ A = a × S ^b	係数 a	55.818	46.861	38.963	54.318	133.98	16.743
				係数 b	0.511	0.3921	0.4066	0.413	0.0981	0.3891
			10,000㎡ < S A = a × S + b	係数 a	0.31564	0.068016	0.067022	0.10067	0.0032442	0.023458
				係数 b	3020.6	1054.5	978.14	1430.8	298.26	368.3
第2類		S < 1,000㎡ A = a × S + b	係数 a	2.2042	0.67925	0.62233	0.91777	0.23984	0.22211	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		1,000㎡ ≤ S ≤ 10,000㎡ A = a × S ^b	係数 a	65.307	46.861	38.963	54.318	133.98	16.743	
			係数 b	0.511	0.3921	0.4066	0.413	0.0981	0.3891	
		10,000㎡ < S A = a × S + b	係数 a	0.3693	0.068016	0.067022	0.10067	0.0032442	0.023458	
			係数 b	3534	1054.5	978.14	1430.8	298.26	368.3	
第四号	第1類	S < 500㎡ A = a × S + b	係数 a	2.0329	0.86646	0.63859	0.87156	0.26766	0.11734	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		500㎡ ≤ S ≤ 10,000㎡ A = a × S ^b	係数 a	70.036	21.041	5.9955	74.988	26.356	0.69605	
			係数 b	0.4342	0.4954	0.6513	0.2918	0.288	0.7687	
		10,000㎡ < S A = a × S + b	係数 a	0.16589	0.099913	0.15733	0.032157	0.010771	0.063562	
			係数 b	2161.6	1017.7	842.3	780.46	266.3	191.26	
	第2類	S < 500㎡ A = a × S + b	係数 a	3.9889	0.86646	0.63859	1.736	0.26766	0.11734	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		500㎡ ≤ S ≤ 20,000㎡ A = a × S ^b	係数 a	135.87	21.041	5.9955	145.48	26.356	0.69605	
			係数 b	0.4342	0.4954	0.6513	0.2918	0.288	0.7687	
		20,000㎡ < S A = a × S + b	係数 a	0.21742	0.070424	0.12355	0.038186	0.0065756	0.054146	
			係数 b	5666.1	1434.6	1322.9	1853.5	325.13	325.86	

建築物の類型	建築物の用途等	適用規模別の算定式 A：業務人・時間数 S：床面積の合計(m ²)		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数						
				設計			工事監理			
				総合	構造	設備	総合	構造	設備	
第五号	第1類	S<300m ² A = a × S + b	係数 a	2.9666	0.93741	0.85686	1.9777	0.30224	0.2832	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		300m ² ≤ S ≤ 10,000m ² A = a × S ^b	係数 a	140.83	24.644	30.268	281.93	20.859	13.956	
			係数 b	0.3279	0.4412	0.3907	0.1374	0.2988	0.3603	
		10,000m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.094632	0.063263	0.043214	0.013732	0.0097695	0.013888	
			係数 b	1939.7	801.24	673.93	862.08	229.26	246.56	
	第2類	S<300m ² A = a × S + b	係数 a	3.8502	0.93741	0.85686	3.953	0.30224	0.2832	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		300m ² ≤ S ≤ 20,000m ² A = a × S ^b	係数 a	181.67	24.644	30.268	552.58	20.859	13.956	
			係数 b	0.3279	0.4412	0.3907	0.1374	0.2988	0.3603	
		20,000m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.076613	0.042947	0.028328	0.014802	0.0060089	0.0089137	
			係数 b	3140.7	1087.9	883.53	1858.5	282.02	316.52	
第六号	第1類	S<500m ² A = a × S + b	係数 a	2.1014	0.97124	0.64999	1.0925	0.26473	0.25329	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		500m ² ≤ S ≤ 10,000m ² A = a × S ^b	係数 a	40.11	19.475	10.918	34.429	3.7726	10.172	
			係数 b	0.5291	0.5253	0.5575	0.4517	0.5993	0.4337	
		10,000m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.27745	0.12915	0.10337	0.099672	0.056427	0.023955	
			係数 b	2469.4	1167	820.44	1209.9	377.27	312.79	
	第2類	S<1,000m ² A = a × S + b	係数 a	2.3642	0.70946	0.48962	1.0678	0.21289	0.17947	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		1,000m ² ≤ S ≤ 20,000m ² A = a × S ^b	係数 a	61.769	19.475	10.918	48.2	3.7726	10.172	
			係数 b	0.5291	0.5253	0.5575	0.4517	0.5993	0.4337	
		20,000m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.30829	0.092936	0.076065	0.095421	0.042743	0.016178	
			係数 b	5487.4	1679.7	1207.5	2316.5	571.56	422.48	
第七号	第1類	S<500m ² A = a × S + b	係数 a	2.17	0.74245	0.79318	0.90637	0.18477	0.29608	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		500m ² ≤ S ≤ 20,000m ² A = a × S ^b	係数 a	16.716	6.0055	6.6337	4.5694	0.7395	1.623	
			係数 b	0.675	0.6737	0.6677	0.748	0.814	0.7504	
		20,000m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.45144	0.1598	0.16486	0.28177	0.095405	0.10282	
			係数 b	4347.2	1548.1	1640.8	1898.7	436	683.98	
第八号	第1類	S<1,000m ² A = a × S + b	係数 a	2.4259	0.52807	0.44617	0.76574	0.19497	0.17254	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		1,000m ² ≤ S ≤ 20,000m ² A = a × S ^b	係数 a	249.49	11.089	1.8589	108.09	11.053	10.185	
			係数 b	0.3307	0.5657	0.801	0.2879	0.4323	0.4285	
		20,000m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.1091	0.085024	0.20748	0.026932	0.017281	0.015201	
			係数 b	4415.9	1305.5	1031	1332.3	453.87	405.48	
	第2類	S<1,000m ² A = a × S + b	係数 a	2.6464	0.52807	0.44617	1.2712	0.19497	0.17254	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		1,000m ² ≤ S ≤ 20,000m ² A = a × S ^b	係数 a	271.94	11.089	1.8589	177.27	11.053	10.185	
			係数 b	0.3307	0.5657	0.801	0.2879	0.4323	0.4285	
		20,000m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.11891	0.085024	0.20748	0.044169	0.017281	0.015201	
			係数 b	4813.4	1305.5	1031	2184.9	453.87	405.48	
第九号	第1類	S<1000m ² A = a × S + b	係数 a	1.6875	0.96893	0.66399	0.86007	0.18536	0.19052	
			係数 b	24	24	24	24	24	24	
		1000m ² ≤ S ≤ 10,000m ² A = a × S ^b	係数 a	40.746	98.496	18.167	120.75	4.8049	8.7172	
			係数 b	0.5411	0.3345	0.5261	0.2882	0.5464	0.4637	
		10,000m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.32193	0.071749	0.12155	0.049474	0.040253	0.028934	
			係数 b	2730.3	1427.5	1094.9	1221.9	334.16	334.65	
		第2類	S<1,000m ² A = a × S + b	係数 a	3.1937	0.96893	0.66399	1.9828	0.18536	0.19052
				係数 b	24	24	24	24	24	24
	1,000m ² ≤ S ≤ 20,000m ² A = a × S ^b		係数 a	76.603	98.496	18.167	274.1	4.8049	8.7172	
			係数 b	0.5411	0.3345	0.5261	0.2882	0.5464	0.4637	
	20,000m ² < S A = a × S + b		係数 a	0.44033	0.045235	0.087517	0.068569	0.029393	0.019951	
			係数 b	7468.9	1800	1576.7	3387.1	488.03	461.51	

建築物の類型	建築物の用途等	適用規模別の算定式 A : 業務人・時間数 S : 床面積の合計 (㎡)		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数					
				設計			工事監理		
				総合	構造	設備	総合	構造	設備
第十号	第1類	$S < 300\text{m}^2$ $A = a \times S + b$	係数 a	3.1223	1.1681	1.0349	1.5576	0.23378	0.24266
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		$300\text{m}^2 \leq S \leq 10,000\text{m}^2$ $A = a \times S^b$	係数 a	44.05	20.902	8.6156	33.143	7.4333	3.0652
			係数 b	0.5404	0.5059	0.6415	0.4727	0.4451	0.6053
		$10,000\text{m}^2 < S$ $A = a \times S + b$	係数 a	0.34535	0.11165	0.20346	0.12184	0.019954	0.048936
			係数 b	2937.2	1090.4	1137.1	1359.1	248.77	319.1
	第2類	$S < 1,000\text{m}^2$ $A = a \times S + b$	係数 a	2.4619	0.66447	0.70008	0.99149	0.13687	0.17661
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		$1,000\text{m}^2 \leq S \leq 20,000\text{m}^2$ $A = a \times S^b$	係数 a	59.467	20.902	8.6156	38.777	7.4333	3.0652
			係数 b	0.5404	0.5059	0.6415	0.4727	0.4451	0.6053
		$20,000\text{m}^2 < S$ $A = a \times S + b$	係数 a	0.33903	0.079271	0.15869	0.098907	0.013583	0.037223
			係数 b	5766.8	1548.4	1773.8	2206.6	338.68	485.45
第十一号	第1類	$S < 500\text{m}^2$ $A = a \times S + b$	係数 a	2.0767	0.62249	0.64742	1.4728	0.2065	0.30504
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		$500\text{m}^2 \leq S \leq 10,000\text{m}^2$ $A = a \times S^b$	係数 a	14.724	5.779	2.1861	188.3	6.4081	7.0764
			係数 b	0.6885	0.6534	0.8157	0.2246	0.4809	0.5176
		$10,000\text{m}^2 < S$ $A = a \times S + b$	係数 a	0.57535	0.15511	0.32659	0.03347	0.025845	0.043073
			係数 b	2603	822.75	737.88	1155.5	278.99	401.44
	第2類	$S < 500\text{m}^2$ $A = a \times S + b$	係数 a	3.2666	0.62249	0.64742	3.0848	0.2065	0.30504
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		$500\text{m}^2 \leq S \leq 10,000\text{m}^2$ $A = a \times S^b$	係数 a	22.97	5.779	2.1861	387.89	6.4081	7.0764
			係数 b	0.6885	0.6534	0.8157	0.2246	0.4809	0.5176
		$10,000\text{m}^2 < S$ $A = a \times S + b$	係数 a	0.89756	0.15511	0.32659	0.068947	0.025845	0.043073
			係数 b	4060.9	822.75	737.88	2380.3	278.99	401.44
第十二号	第1類	$S < 300\text{m}^2$ $A = a \times S + b$	係数 a	2.7675	1.35	0.67659	1.1863	0.34015	0.51456
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		$300\text{m}^2 \leq S \leq 10,000\text{m}^2$ $A = a \times S^b$	係数 a	21.107	11.82	1.5035	9.06	5.0863	4.7545
			係数 b	0.6488	0.6297	0.8796	0.655	0.5628	0.6355
		$10,000\text{m}^2 < S$ $A = a \times S + b$	係数 a	0.53918	0.24578	0.4363	0.24738	0.051045	0.10525
			係数 b	2918.7	1445.4	597.25	1303	396.54	603.67
	第2類	$S < 500\text{m}^2$ $A = a \times S + b$	係数 a	3.498	1.1356	0.66346	1.8842	0.28806	0.44555
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		$500\text{m}^2 \leq S \leq 20,000\text{m}^2$ $A = a \times S^b$	係数 a	31.45	11.82	1.5035	16.489	5.0863	4.7545
			係数 b	0.6488	0.6297	0.8796	0.655	0.5628	0.6355
		$20,000\text{m}^2 < S$ $A = a \times S + b$	係数 a	0.62981	0.19014	0.40137	0.35447	0.0377	0.081751
			係数 b	6818.4	2236.4	1098.8	3734.1	585.74	937.8

別表 2-1 改修工事の設計に係る図面 1 枚毎の複雑度

図面の複雑度			複雑度に係る係数	図面の複雑度			複雑度に係る係数
建築	A	簡易	0.6	設備	A	簡易	0.6
	B	標準	1.0		B	標準	1.0
	C	複雑	1.4		C	複雑	1.4

(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものをいう。

別表 2-2 設計業務に関する業務細分率

業務内容の項目	床面積の合計												
	五百平方メートル	七百五十平方メートル	千平方メートル	千五百平方メートル	二千平方メートル	三千平方メートル	五千平方メートル	七千五百平方メートル	一万平方メートル	一万五千平方メートル	二万平方メートル		
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	0.02	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.05	0.06	0.08	0.08
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5) 基本設計図書の作成	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
(6) 概算工事費の検討	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	
実施設計に関する業務細分率	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.43	0.41	0.41	0.40	0.38	0.37	0.34	0.33	0.32	0.30	0.29
(ii) 建築確認申請図書の作成		0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
(5) 概算工事費の検討	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	0.05	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	

別表2-3 工事監理業務に関する業務細分率

業務内容の項目	床面積の合計												
	五百平方メートル	七百五十平方メートル	千平方メートル	千五百平方メートル	二千平方メートル	三千平方メートル	五千平方メートル	七千五百平方メートル	一万平方メートル	一万五千平方メートル	二万平方メートル		
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.03	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08
		(ii) 質疑書の検討	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.10	0.10	0.11	0.12	0.13	0.14	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認	0.19	0.19	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16	
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	
(6) 工事監理報告書等の提出	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08	0.08		
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
	(2) 工程表の検討及び報告	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	
	(6) 関係機関の検査の立会い等	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
	(ii) 最終支払い請求の審査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	

別表 2-4 工事監理業務に関する標準的な項目別対象外業務率

	業務内容の項目		項目別対象外業務率
工事監理に係る対象外業務率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	—
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	—
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.13
		(ii) 質疑書の検討	0.12
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	—
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	—
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		—
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.10	
(6) 工事監理報告書等の提出		0.04	
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		1.00
	(2) 工程表の検討及び報告		—
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		—
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.05
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		1.00
	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.09
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	1.00	
	(ii) 最終支払い請求の審査	1.00	

別表 2-5 新築工事の工事監理業務における完成図の確認に係る追加業務率

対象	床面積の合計										
	五百平方メートル	七百五十平方メートル	千平方メートル	千五百平方メートル	二千平方メートル	三千平方メートル	五千平方メートル	七千五百平方メートル	一万平方メートル	一万五千平方メートル	二万平方メートル
建築工事	0.003	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.007	0.007	0.008	0.009	0.009
設備工事	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	0.007	0.007	0.008	0.008	0.009	0.009